

ひはら

5 月号

令和 4 年
(2022 年)
No.516

檜原小学校 入学式

祝 入学おめでとう



・・・主な内容・・・

- 1 全国一斉の緊急情報伝達試験のお知らせ・・・ 2
- 2 各種健康診査の医療機関受診のお知らせ・・・ 3
- 3 檜原村定住促進空き家活用事業について・・・ 4
- 4 ふれあいデー（一斉清掃）について・・・ 1 2
- 5 檜原村高齢者地域貢献活動費補助金について・・・ 1 5

「避難行動要支援者名簿」

同意書提出のお願い・・・1 6～1 7



お知らせ

防災行政無線などを用いた全国一斉の緊急情報伝達試験のお知らせ

檜原村では、地震や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。この試験は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T（ジェイ・アラート））（※）を用いた試験で、檜原村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達試験が行われます。

試験実施日 **5月18日（水） 午前11時頃**

試験で行う内容

情報伝達手段	内 容
①防災行政無線の放送	<p>村内34箇所に設置してある屋外の防災行政無線及び各家庭に配付してある個別受信機から、次の放送内容が一斉に放送されます。</p> <p>【放送内容】 防災行政無線チャイム + 「これは、ジェイ・アラートのテストです。」×3 + 「こちらは、ぼうさいひのほらです。」 + 防災行政無線チャイム</p>
②行政情報等メール配信サービスによるメール配信	<p>檜原村行政情報等メール配信サービスにご登録を頂いている方には、次の内容のメールが登録されているメールアドレスへ送信されます。</p> <p>【送信内容】 「試験送信」 「全国一斉の緊急情報伝達試験を実施しています。檜原村では、防災行政無線による放送及び行政情報等メール配信サービスを実施しています。」</p>

（※）J-A L E R T（ジェイ・アラート）とは、地震や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 212・216

檜原診療所からのお知らせ

①外来診療担当の変更について

4月より小川医師が檜原診療所に勤務しています。小川医師については、月曜日から金曜日の外来診療の担当となります。

また、鈴木医師については、毎週火曜日、宮澤医師は、毎週木曜日午前中の診察担当となります。清水医師は、第2・第4金曜日午前中、佐藤医師は、第1・第3・第5金曜日に診察日が変更となります。

②午後の診療について

午後の診療につきましては、往診や予防接種などにより医師が不在の場合があります。午後の診察やお薬を希望される方は、あらかじめ電話にて確認をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 檜原診療所 TEL 042-598-0115

国民健康保険特定健康診査の医療機関受診のお知らせ 後期高齢者医療制度被保険者の健康診査

7月より下記医療機関にて各種健康診査を受診できます。申し込みは6月1日（水）から開始いたしますので、受診を希望される方はお申し込みください。

○対象者

檜原村国民健康保険の被保険者で40歳から74歳までの方及び檜原村後期高齢者医療制度の被保険者の方

○申し込み方法及び健診場所

◎申込期間等

6月1日（水）から

午前8時30分～正午、午後1時～4時30分まで（土・日・祝日除く）

◎檜原診療所で受診の方 **042-598-1011**（檜原村村民課村民保険係）

<健康診査日>

7月からの月曜日～金曜日（祝日除く）

健康診査当日の受付時間：午前8時30分までに受付をしてください。

※一般の外来診療前に健康診査を実施しますので、受付時間に遅れますと受診できない場合があります。

◎日の出ヶ丘病院で受診の方 **042-588-8666**

<健康診査日>

7月からの平日（原則） 受診時間等詳細につきましては、直接お問い合わせください。

○健康診査項目

◎問診…服薬歴、喫煙歴など ◎身体測定…身長、体重、BMI、腹囲

◎理学的検査…身体診察 ◎血圧測定 ◎尿検査…尿糖、尿蛋白

◎血液検査…脂質検査、肝機能検査、血糖検査、腎機能検査、痛風検査など

○健康診査費用 無料

※健康診査は、完全予約制です。健康診査当日の申し込みは受付できませんので、必ずお申し込みください。

お知らせ

監査結果報告

檜原村監査委員により下記の監査が行われました。

例月出納検査

1 審査の対象

令和3年度2月分 檜原村一般会計及び7特別会計

2 審査の期日

令和4年3月28日（月）

3 審査の手續

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか会計毎に調書を作成し、現金の出納及び保管の状況を検査する。

4 審査の結果

令和3年度2月分、一般会計及び7特別会計を検査した結果、伝票、証拠書類等正確に整理されており指摘事項もなく良好であり、正確に執行されていた。

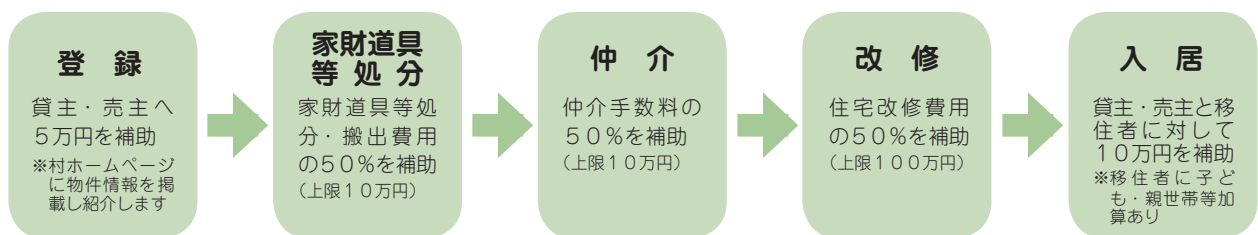
◎問い合わせ先 議会事務局議事係 内線 311

檜原村定住促進空き家活用事業をご存知ですか？

檜原村に住みたいと思っている人がたくさんいます！
空き家を「貸して」「売って」ください！

檜原村では、年々増加する空き家の有効活用と檜原村に移り住みたいという方の支援をするため、下記のとおり「空き家に対する補助事業」を実施しています。

■事業の概要（村から以下の金額が補助されます）



※上記以外に、自治会の働きかけによりその区域内の空き家を所有者の同意を得た上で、登録した場合の自治会への補助金、空き家購入者への購入利子補給補助金、空き家購入者が空き家を解体する場合の補助金があります。各補助金には条件等がございますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

■貸売すると良いこと

- ・空き家に人が住むことで、建物が維持管理されます（家がキレイになります！）
- ・空き家の維持管理は、借主、買主になります（楽になります！）
- ・家賃・売却益が得られます（お孫さんに何か買ってあげられます！）
- ・村に新しい人が住むことで、村が元気になります（地域貢献になります！）

■このままだと・・・

- ・空き家の老朽化が進みます（家が倒壊する可能性も・・・）
- ・空き家の管理（掃除、草刈りなど）が大変です（時間もかかるし疲れます）
- ・空き家は、使っていないなくても税金がかかります（もったいない）
- ・村に住みたい人は、家がないため村に住めません（村の活気がなくなります）

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556
(檜原村地域おこし協力隊)

お知らせ

〈広告〉

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい！！



一般建築・リフォーム
株式会社 **光寿建築**

東京都知事許可(般1)第123420号

代表取締役 野村 良和

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村435-2

TEL 042-598-0870

FAX 042-598-1300

消防・防災全般

備えあれば憂いなし！

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

株式会社 **きしの防災**

東京都知事許可(般28)第83107号

〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11

TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462

E-mail k.bousai@if-n.ne.jp

檜原村定住促進サポート事業について

この事業は、檜原村への移住・定住の促進及び中小企業などにおける人手不足の解消等を図ることを目的として、都内条件不利地域（※1）以外から檜原村に移住し、以下の要件に該当する方に檜原村定住促進サポート事業支援金（以下「定住支援金」という。）（単身者60万円、世帯100万円）を交付するものです。

※1 都内条件不利地域：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

対象者要件（いずれかに該当する方）

- ①定住支援金の対象とする指定された就職先へ就業した方
- ②起業した方
- ③テレワークを行う方
- ④村の地域おこし協力隊員として活動した方又は村内の事業所に就業し村内に住宅を購入した方

※条件の詳細はお問い合わせください。

「檜原村定住促進サポート事業」対象法人・求人情報を募集します

都内条件不利地域以外から檜原村に移住し、檜原村が指定した法人の定住促進サポート事業対象求人に応募し就業した方に対し定住支援金を交付します。そこで、定住支援金の対象となる法人及び求人情報の登録を募集します。

◎定住促進サポート事業の対象となる就業とは、下記の対象法人要件及び対象求人等要件を満たし、村に本事業の対象法人に係る登録及び求人登録をし、村ホームページ等に求人情報を掲載したものに限りです。

対象法人要件

以下の全てを満たす法人（※2）が対象となります。

- ①官公庁等でないこと。
- ②資本金10億円以上の法人でないこと。
- ③みなし大企業でないこと。
- ④本店所在地が檜原村内にある法人であること。（ただし、勤務地限定型社員（檜原村内を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人は除く。）
- ⑤雇用保険の適用事業主であること。
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ⑦暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

※2 医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合、一般社団法人、学校法人、商工会、商工会議所も含む。

対象求人等要件

対象法人の要件を満たす法人が募集する以下の要件を満たす求人が対象となります。

- ①勤務地が檜原村内に所在すること。
- ②檜原村が定住支援金の対象として認めた法人であること。
- ③檜原村が定住支援金の対象とする就業先として村のホームページ等に掲載している求人であること。
- ④就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を^{にな}務めている法人でないこと。
- ⑤週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、定住支援金の申請時において当該法人に連続して3ヶ月以上在職していること。
- ⑥上記求人への応募日が、檜原村のホームページ等に定住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- ⑦当該法人に、定住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑧転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

条件・申請方法等の詳細につきましては、下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

企（起）業誘致優遇制度の一部を改正しました

企（起）業誘致優遇制度は、檜原村における環境や地域特性に適合した企（起）業誘致を推進するため、企（起）業に対して必要な優遇措置を講じることにより、産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び村民生活の向上に資することを目的に、一定の要件を満たした企業及び起業者が村内において新たに事業を新設する場合に各種優遇措置を受けられる制度です。

令和4年4月1日より檜原村企（起）業誘致促進条例及び同条例施行規則の一部改正がありましたのでお知らせいたします。

【改正内容】

●優遇制度の内容について

- ①雇用促進助成金 助成金額一人「10万円」から「20万円」に改正
- ②用地取得助成金 助成金の対象を「土地の購入価格」から「土地に係る固定資産評価額」に改正
- ③機械設備設置助成金
助成金の対象を「機械設備の取得価格」から「償却資産に係る固定資産税の課税対象となった機械設備の取得価格」に改正

●指定の要件について

- ①企（起）業者が雇用する雇用者は、企（起）業者の代表者にとって配偶者又は3親等以内でない者であることを追加
- ②個人事業者は、村内に住所を有し個人事業者にとって配偶者又は3親等以内の者でない雇用者を1人以上雇用することを追加

※改正前の檜原村企（起）業誘致促進条例及び同条例施行規則の規定により指定事業者の指定を受け助成金の交付を受けている指定事業者の助成金については、なお従前の例によります。

【制度の概要】

●対象地域 檜原村全域

●指定事業者 企（起）業誘致優遇制度を希望する事業者は、あらかじめ指定を受ける（指定事業者となる）必要があります。

●企（起）業誘致優遇制度を受けることができる事業者及び規模等

- | | |
|------------|---|
| 1) 対象事業者 | 村内で営利の目的をもって事業を営む法人又は個人事業者、その他、当制度の目的を達成するため、村長が適当と認める法人又は個人事業者 |
| 2) 規 模 | 大企業に限らず個性のある中小企業、個人事業者も対象とします。 |
| 3) 雇 用 者 数 | 対象施設の常用雇用者数は2名以上とし、原則として村内住民を2分の1以上雇用することを要件とします。ただし、個人事業者の場合は、原則として村内住民を1名以上雇用することを要件とします。 |
| 4) 事業用地等 | 対象となる事業用地及び事業用資産についての制限はありません。 |

●企（起）業誘致優遇制度を受けることができる事業者の要件

- | |
|--|
| 1) 檜原村環境保全条例（平成21年制定）を遵守する事業者であること。 |
| 2) 地域の特性に適合し、環境の保全に必要な措置が講じられていること。 |
| 3) 業績の安定性、信頼性等が優良かつ見込まれること。 |
| 4) 施設の設置、操業、業務開始が工場立地法その他の関係法令に適合していること。 |
| 5) 国税及び地方税及び上下水道料金を滞納していないこと。 |

●優遇制度の種類及び内容

制度の種類	制度の内容
操業助成金	指定事業者が取得した事業所の土地、家屋及び償却資産に対して賦課された固定資産税のそれぞれの年度の納付額に相当する額（事業開始後、賦課された最初の年度より3年間）
雇用促進助成金	指定事業者が事業所において新規雇用した者のうち、事業開始日以前から本村に居住し、住民基本台帳法第5条の規定により登録されている者のうち、新規雇用の日から1年以上継続して雇用されたものの人数（2年目の適用については、前年までの適用人数のうち最も多い人数からの増員分を対象とします。）に20万円を乗じて得た額（事業開始の日から2年間で200万円を限度）
上下水道料金及び電気料金助成金	指定事業者が事業所において上下水道及び電気の使用を開始した月から3年分の上下水道料金及び電気料金のうち、当該使用した月から1年分を単位として、納付した使用料の額の100分の30を乗じて得た額（1年分につき50万円を限度）
用地取得助成金	指定事業者が購入した事業の用に供する土地に係る固定資産評価額又は賃貸用施設の用に供する家屋及び土地の賃貸料（土地等賃貸料）に100分の50を乗じて得た額（1,500万円（個人事業者の場合500万円）を限度、ただし、土地等賃貸料については、事業開始の日から3年間で300万円（個人事業者の場合100万円）を限度）
用地造成助成金	指定事業者が事業の用に供するために購入又は借り入れた土地で、施設の建設のための造成費の100分の50を乗じて得た額（1,000万円（個人事業者の場合300万円）を限度）
施設設置助成金	指定事業者が設置した事業所の建設価格に100分の50を乗じて得た額（1,500万円（個人事業者の場合500万円）を限度）
機械設備設置助成金	指定事業者が設置した事業所又は賃貸用施設内に設置した機械設備で、事業の開始に伴い新たに設置し、固定資産税の償却資産の課税対象となった機械設備の取得価格に100分の50を乗じて得た額（1,000万円（個人事業者の場合300万円）を限度）
利子補給助成金	檜原村小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱（平成11年要綱第2号）における利子補給を受けていない指定事業者で、当該事業の用に供するための融資を受けている指定事業者に対し、当該貸付利率の年1.5パーセントに相当する額（貸付利率が年1.5パーセント以下の時は、当該貸付利率から0.1パーセントを差し引いた率）（150万円を限度）

※用地取得助成金・用地造成助成金・施設設置助成金・機械設備設置助成金は、4つの助成金を合計し、3,000万円（個人事業主1,000万円）を限度額とします。

●本制度により指定された指定事業者

- ① F U N F A M株式会社（笹野地区）
- ② フロンティアジャパン株式会社（藤倉地区）
- ③ 株式会社ウッドボックス（小岩地区）
- ④ 株式会社 K E I K O K U（数馬地区）
- ⑤ カノセラピールーム（神戸地区）

詳しい内容等は、下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556



住民基本台帳の一部の写しの 閲覧状況を公表します

住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（犯罪捜査など特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものを除く）を公表します。

今回は令和3年4月から令和4年3月までの閲覧状況を公表します。

閲覧日	閲覧申出者	閲覧目的	閲覧対象
令和3年5月14日	自衛隊東京地方協力本部 福生募集案内所長 武田 正之	自衛官等の募集に伴う広報	村内全域の18歳（男女） 村内全域の15歳（男）
令和3年12月10日	自衛隊東京地方協力本部 福生募集案内所長 山本 文明	自衛官等の募集に伴う広報	村内全域の22歳（男女）

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・116

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

令和4年度分（令和4年7月分から令和5年6月分まで）の免除等の受付は令和4年7月1日から開始されます。

また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、お近くの年金事務所にご連絡ください。

◎ 問い合わせ先 青梅年金事務所 TEL 0428-30-3410

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

☆給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。
なお、支給要件に該当しない場合は支給されませんのでご確認ください。

■ 請求手続きの流れ

① 請求書に、氏名などを記入してお近くの年金事務所に提出

※これから基礎年金を請求する方は、基礎年金の請求書と一緒に提出してください。

郵送による提出も可能↓

② 審査結果の通知が日本年金機構から到着

※年金の請求書と併せてご提出の場合、給付金の通知は年金証書送付後にお送りします。

支給決定通知書が届いた場合

③ お支払い月の上旬に、日本年金機構から振込通知書が到着

④ 通知書に記載のある給付額が年金に上乗せ支給

- ・給付金のお支払いは、原則、2ヶ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。例えば、4月分と5月分を、6月中旬（年金の支払い日と同日）に振込みます。
- ・原則、請求した月の翌月分からのお支払いとなりますので、速やかな請求手続きをお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 『給付金ダイヤル』 Tel. 0570-05-4092(ナビダイヤル)

マイナンバーカード及び 電子証明書の更新について

- **マイナンバーカード（個人番号カード）は10年（未成年者は5年）、カードに格納されている電子証明書は5年の有効期限があります。**
有効期限を迎える方に対し、有効期限の2～3ヶ月前を目途に有効期限通知書が送付されます。有効期限通知書と同梱のパンフレットに更新手続きのご案内があります。
- **更新手続きについて**
マイナンバーカード・電子証明書の更新にかかる手数料は、**無料**です。
【有効期限通知書に申請書IDの記載のある方】
申請書IDの右側に「交付申請用QRコード（URL）」があります。
QRコードを利用したスマホ申請を、ぜひご利用ください。
【有効期限通知書に申請書IDの記載のない方】
必要書類（有効期限通知書に記載）を持ち、市区町村窓口へお越しください。
- **マイナンバーカードの電子証明書更新手続きに関して**
マイナンバーカードの電子証明書の更新案内が届いた方に、代理で更新手続きをすると言って、マイナンバーカードと暗証番号をだまし取ろうとする不審な電話に注意してください。**見知らぬ第三者にマイナンバーカード及び暗証番号を渡してはいけません。**

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111

5月の消費生活相談

一人で悩まずご相談ください [秘密厳守]

商品やサービスの契約・販売で疑問や不審に思うことについて、専門の相談員がお話をうかがい、不安解消や問題解決のお手伝いをいたします。相談内容や個人情報などの秘密は厳守しますので、安心してお越しください。

相談できること

電話勧誘販売 訪問販売 通信販売 一方的な商品の送り付け

心当たりのないインターネットの請求 契約トラブル 多重債務

その他、消費生活全般について気になっていること、不安に思っていることなどお気軽にご相談ください。

日 時 5月25日(水) 午後1時～3時 場 所 檜原村役場3階 302会議室

◎ 問い合わせ先 産業環境課観光商工係 内線 122

6月1日は人権擁護委員の日です

毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です。昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたのを記念して、昭和57年から設けられました。この日を中心に、人権擁護委員制度の周知と人権思想の普及や高揚のため、全国的に啓発活動を展開しています。

いじめ、親族間のトラブル、差別、配偶者からの暴力、児童虐待、ストーカーなど人権に関わる相談、その他どこへ相談してよいか分からないなど、困っていることの相談を受け付けます。

▽人権相談日・場所 毎月第2木曜日(午後1時～3時)

※相談日については月によって異なる場合があります。

檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・116

〈広告〉

6月の人権・行政相談

対 象 者 村内在住の方

相 談 方 法 面談による相談

日 時 6月9日(木) 午後1時～3時

場 所 檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係
内線 111・116

建築一式工事業

都知事許可(般-1)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2

(代)TEL 598-0551 FAX 598-1008

日の出町事務所・工場 TEL 597-0984

E-mail:yoshizawa-k@kve.biglobe.ne.jp

税金の納め忘れはありませんか？

令和3年度の村都民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税は、すでに納期限が過ぎています。まだ、納税されていない方は、5月31日までにお納めください。

◎ 納税に関する相談・問い合わせ先 村民課税務係 内線 117

村税・国民健康保険税の納付は 便利な口座振替で！

村税などの納付を口座振替にすると、納期ごとに納めに行く手間が省け納め忘れもなくなり、大変便利です。ぜひご利用ください。

◎ 手続き方法

希望する村指定の取扱金融機関窓口にて、預金（貯金）通帳・通帳の届出印をお持ちになり、お申込みください（依頼書は税務係窓口にあります。取扱金融機関につきましては税務係へお問い合わせください）。

各税の納税通知書が発行された後に手続きをされる方は、納税通知書もお持ちください。

また、口座振替の手続きをすると、取り消しの手続きをしない限り、毎年継続されます。

◎ 預金残高をご確認ください

口座振替では、各納期限に預金残高が不足していると振替ができませんので、納期限の前日までに必ず入金を済ませてください。

なお、残高不足で引き落としができなかった場合は、再振替することはできません。村が再発行する納付書で納付してください。

◎ 問い合わせ先 村民課税務係 内線 112

～今月の納期～

5月31日（火）です

- ・ 固定資産税第1期
- ・ 軽自動車税（種別割）

納め忘れのないようにお願いいたします。

西多摩地区8市町村及び 八王子都税事務所からの お知らせ

自動車税種別割の納期は、5月31日（火）です。

◎ 問い合わせ先 東京都八王子都税事務所
TEL 042-644-1111（代表）

環境・下水道

ふれあいデー(一斉清掃)のご協力をお願いいたします

第32回令和4年度檜原村ふれあいデー(一斉清掃)を、5月29日(日)に実施いたします。地域を美化し、快適な生活環境の維持を図るため、多くの住民の皆様のご協力をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123・127

し尿汲取り及び浄化槽世帯のみなさまへ

村では、秋川の水質保全と生活環境の向上を目的に下水道事業を推進しておりますが、やむを得ず下水道に接続していない世帯と下水道整備計画以外の地域の方々におかれましては、下記の内容を踏まえ適正な汚水処理をお願い致します。

■し尿汲取り世帯の方へ

- ・下水道整備計画区域内の方は、下水道供用開始以降3年以内に下水道へ接続して下さい。また、下水道整備計画区域外の方は、浄化槽への切り換えをご検討下さい。(村から浄化槽設置補助が受けられます。)
- ・家屋の老朽化などにより、し尿の溜ますに雨水が入ることがあります。雨水が入ると汲取り手数料が高額になることもありますので、定期的に確認をお願いします。
- ・下水道供用開始地域で3年を経過した世帯と下水道整備計画区域外の世帯で一定量を超えた収集のある世帯の方は、し尿汲取りが有料となります。



※し尿汲取り手数料を3月以上滞納するとし尿収集を停止します。
手数料はかならず納期限までに納入して下さい。

■浄化槽世帯の方へ

浄化槽は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に必要な施設です。しかし、適正な維持管理を行わなければ十分に機能を発揮できません。そこで、浄化槽法で定められている下記の義務を必ず行って下さい。また、下水道が使用できる地域の方は早期に下水道への接続をお願い致します。

- ①保守点検(都に登録した専門業者が定期的を実施する点検作業)
 - ②清掃(村の許可を受けた業者が実施する浄化槽の清掃作業)
 - ③法定検査(知事が指定した機関が実施する①と②の状況を客観的に判断する検査)
- みなさまが気持ちよく生活できるよう適正な維持管理をお願いします。



※②清掃(浄化槽の清掃)については、村から補助金を受けることができます。
また、下水道整備区域外に合併浄化槽を設置している方は、①保守点検及び③法定検査についても村から補助金を受けることができます。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123・127

下水道整備区域外で合併浄化槽を使用している方へ

下水道が整備されない地域（下水道整備区域外地域）で合併浄化槽を設置している方を対象に、保守点検及び法定検査、清掃の費用を補助します。

補助金額 **80,000円（限度額）**

※償還払となりますので、一度費用を支払っていただく必要があります。

申請方法 補助交付申請書に以下の書類を添付し、提出してください。

- ①浄化槽法定検査結果書の写し
- ②保守点検及び清掃を実施したことが確認できる書類

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123

下水道整備区域外で過去に合併浄化槽を設置しており、令和3年度に保守点検、法定検査、清掃を実施している世帯に交付金を交付します。

交付金額 令和4年4月1日を基準日として、**10年以内に設置 限度額 200,000円**
20年以内に設置 限度額 100,000円

申請には、合併浄化槽をいつ設置したのか分かるものが必要となります。
檜原村及び東京都で把握している場合もありますので、詳しくはお問合せください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123

生ごみ処理機器購入補助制度をご利用ください!

一般家庭から排出される生ごみを減量し資源化すること、また、生活環境を保全するために、生ごみ処理機器の購入に対して補助金を交付しています。
この機会にぜひ制度を活用し、生ごみ処理機の購入をしてみませんか？



生ごみ処理機のいいところ

- ◆生ごみがなくなれば、ごみが軽くなりごみ出しがだんぜん楽になります。
- ◆処理することで、良質な有機肥料として再利用できるので、畑や花壇に利用できます。
- ◆キッチンから生ごみと特有の嫌な臭いが消えます。

補助金額について

- ◆補助対象・・・生ごみを電動または手動でかき混ぜて堆肥等にする機器
- ◆補助額・・・購入額の1/2の額（限度額30,000円）
- ◆参考価格・・・約15,000円～70,000円
※メーカー、機種、電動か手動かによって価格帯は様々です。

◎詳しい内容は、下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123・127

福祉・けんこう

5月・6月の栄養相談

【日時】 5月25日（水） 6月8日（水）
午前9時30分～午後3時

【会場】 やすらぎの里 保健センター
（けんこう館2階）

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、管理栄養士・保健師がご相談に応じます。

6月の精神保健巡回相談

【日時】 6月23日（木）
午後1時30分～4時30分

ご自身やご家族等のこころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします（費用無料）

★ご利用される場合には、ご予約が必要となります。詳細につきましては、お問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

こちら地域包括支援センターです！！

令和4年度 予防事業のご案内

介護予防・リハビリテーション活動の取り組みの一環として実施する事業です。

講義中心の内容から運動指導まで、対象者・目的に合わせ効果的なプログラムを提案し、専門講師を派遣し指導・助言を行います。

①巡回型介護予防教室

高齢者の活動団体に介護予防の講師（運動指導員・保健師・栄養士等）を派遣します。効果的な筋力トレーニングのやり方や、食生活の改善や生活習慣病の予防など自宅で取り組める介護予防に関する講義を行います。

②リハビリテーション専門職派遣

介護予防の取組みを機能強化するため、通所・訪問、住民主体の通いの場等へ理学療法士や作業療法士を派遣し、体操や筋力トレーニングの指導や助言を行います。

※募集期限は設けておりませんが、枠がいっぱいになり次第終了させていただきますのでお申し込みは早めに。

◎ 申し込み・問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター TEL 042-598-3121

〈広告〉

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-1)第111726号

ICHIKEN

(有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 042-598-0513

FAX 042-598-0047

高齢者運転免許自主返納者支援補助制度

高齢者による交通事故の減少を図るため、高齢者の運転免許の自主返納を支援いたします。

補助金を受けることができる方

補助対象者は、村内に住所を有し、次のいずれにも該当する方です。

- ・ 自主返納の日において70歳以上の方
- ・ 平成29年4月1日以降に自らが所有する運転免許証を自主返納した方

補助金の額

補助金の額は、1万円です。(3年間補助金を受けることができます。)

補助金交付申請に必要なもの

- ・ 取消通知書 ・ 印鑑 ・ 振り込み先がわかるもの(通帳など)

◎ 申し込み・問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

檜原村高齢者地域貢献活動費補助金について

檜原村では、高齢者が主体となって行う地域貢献活動を推進し、住民の福祉増進に寄与する目的で実施する活動に対して、補助金を交付します。

〈対象となる活動〉

5名以上の高齢者で構成されるサークル団体等がおこなう以下の活動を対象とします。

- ① 児童・少年の健全育成活動
- ② 青年自立支援活動
- ③ 障がい者支援活動
- ④ 高齢者支援活動
- ⑤ その他地域貢献を目的とする活動

〈補助金の額〉

前事項に掲げる活動に要する額として、年額50,000円を上限とします。

◎ 申し込み・問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

福祉
けんこう

〈広告〉

電気のことなら何でもご相談ください！



電気工事



豊富な季節家電



洗剤自動投入洗濯機
自動洗浄トイレ



補聴器のお取扱い

比べてみれば、やっぱり近くの電気屋さん♪





ACOS 三十三電気

五日市店 あきる野市五日市20
☎ (042)596-1326
☎ (042)596-2514

「避難行動要支援者名簿」 同意書提出のお願い

檜原村では、災害対策基本法及び檜原村地域防災計画に基づき、災害時に自力で避難することが困難な方などを対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成し、支援の実施に関わる機関（消防、警察など）に名簿情報の提供を行います。これらの名簿情報は、災害時の避難支援体制の構築を円滑に行うことに活用されます。この名簿に登録するには、要支援者の同意が必要となります。

名簿登録対象者について

次の要件いずれかに該当する方が名簿登録対象者となります。（自宅で生活している方のみ）

- ・要介護1～5の方
- ・身体障害者手帳1級の方
- ・愛の手帳1度の方

※上記以外でも、例えば

- ・概ね75歳以上の方のみの世帯で自力避難に不安がある
- ・医療機器等を使用しているため自力避難に不安がある
- ・その他自力での避難に不安があり支援等の必要がある

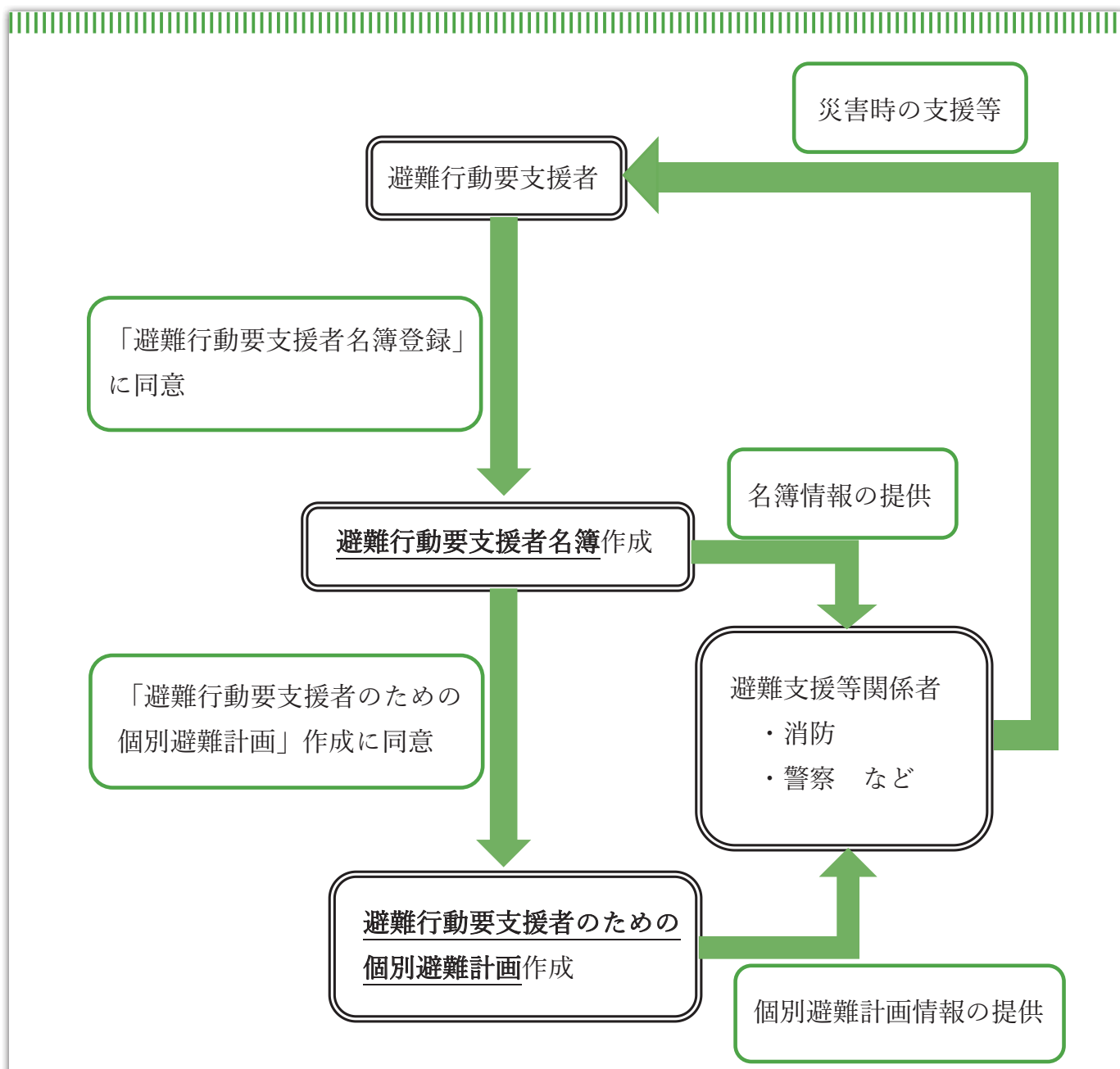
などの方は、希望をすれば名簿への登録が可能です。

名簿登録対象者、対象ではないが登録を希望される方は、「**避難行動要支援者名簿登録届出書兼同意書**」をお渡ししますので、福祉けんこう課福祉係（Tel. 042-598-3121）までご連絡ください。

「避難行動要支援者名簿登録届出書兼同意書」について

「避難行動要支援者名簿登録届出書兼同意書」には、避難行動要支援者名簿登録と避難行動要支援者のための個別避難計画作成の2つについて同意欄を設けてあります。名簿への登録だけでなく、身体の具体的な状態や内服している薬などを掲載した「**避難行動要支援者のための個別避難計画**」を作成することで、災害時の迅速な避難支援につながります。

避難の際支援が必要と思われる方は、両方に同意のチェックをお願いいたします。



災害発生時には・・・

地域の避難支援等関係者は、実施可能な範囲で避難誘導や安否確認を行っています。情報提供に同意することで、避難を行う際の支援などを受けられる可能性が高まりますが、災害の規模や被災状況によっては、必ずしも支援を受けられるとは限らないことをご了承ください。

※ご不明な点がございましたら、下記へお問合せください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

秋川流域病児・病後児保育室 「ぬくもり」について

▽内 容

病児・病後児保育室は、病氣中や病氣の回復期にあり、保護者が仕事などにより家庭で保育を行うことが困難なお子さんをお預かりする施設です。あきる野市、日の出町、檜原村の3市町村内にお住まいのお子さんが利用できます。

※上気道炎症状（発熱、咳、頭痛、全身倦怠感などの風邪症状）及び消化器症状（下痢、腹痛、吐き気、嘔吐などの症状）のあるお子さんの受け入れは、PCR検査を受け陰性と確認された場合に予約を受け付けます。また、ご利用される方は以下のことにご理解とご協力をお願いします。

1. 医師連絡票の記入については、PCR検査を受けた医療機関で行うようお願いします。
2. 予約時にお子さんの症状やご家族の健康状態などを確認させていただきます。
3. 保育室にお越しの際は、保護者の方及びお子さん（2歳以上）はマスクの着用と入口での手指の消毒をお願いします。

▽愛称について

「ぬくもり」とは、子どもたちが、親や保育室のスタッフなど人の温もりに触れ、保育室内の多摩産の木材やその間から差し込む柔らかな木漏れ日などの温もりを感じながら、快方に向かってほしいという意味が込められています。

▽日 時 月曜～金曜日 午前8時～午後6時（祝日、年末年始を除く）

▽場 所 公立阿伎留医療センター敷地内北側（あきる野市引田79-1）

▽対 象 3市町村内に在住で、病氣のため集団保育ができない、かつ、保護者がけがや病氣、勤務などの都合により家庭で保育を行うことができない、生後6か月から小学校3年生までの児童

▽定 員 1日当たりおおむね6人

※定員に達しない場合は、3市町村以外の児童も利用できます。

▽費 用 1日2千円（3市町村の児童）、1日4千円（その他の児童）

※食事や飲み物などの提供はありませんので、持参してください。

▽利用方法

①あらかじめ利用する児童を登録（保護者との面接、施設説明、利用登録カードの交付など）

②利用する時は、前日までにかかりつけ医を受診し、医師連絡票を受領

③利用日の前日までに、医師連絡票などの必要書類を添えて申請（利用登録カードを持参）

④利用日当日、「家族との連絡票」を提出し、利用

※感染症の場合など、受け入れには一定の条件があります。また、状況により受け入れできない場合があります。詳しくは、事前登録の際に説明します。

▽利用登録の受付（予約制）

・「ぬくもり」…午前8時30分～午後5時（土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く）

・福祉けんこう課…午前8時30分～午後5時（土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く）

▽登録に必要な持ち物

対象となる児童の住所が確認できる書類〔母子健康手帳、乳幼児医療費助成制度医療証（マル乳）など〕、保護者の写真。詳しくは、利用登録の予約時にご案内します。

▽その他

・「ぬくもり」には、駐車場と駐輪場があります。

・利用登録申請書等は、3市町村のホームページからダウンロードできるほか、福祉けんこう課窓口（やすらぎの里内）に配置しています。

▽利用登録・申込み 秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」 TEL 042-518-7078

5月12日は 民生委員・児童委員の日です

民生・児童委員について

民生・児童委員は、地域の人々を見守り、支援します。

地区ごとに11名、児童福祉を専門とする主任児童委員が1名おり、福祉事務所や学校等の行政と連携して福祉に関するいろいろな相談やお手伝いを行っています。

お困りのことや気になることなどお気軽にご相談ください。

相談内容や個人の秘密は守ります。

民生・児童委員の主な活動

- 「高齢者」、「障害のある方」、「子育て中の方」、「生活に困っている方」などの相談
- 村の事業（敬老福祉大会など）への協力
- 社会福祉協議会の事業（福祉バザー、歳末たすけあい運動など）への協力
- 学校の行事（入学式、卒業式など）への参加

民生・児童委員名簿（敬称略）

氏名	電話番号	担当地区
伊村 享子	042-598-0233	下元郷・上元郷
師岡 宏文	042-598-0008	本宿・笹野
宇田 俊史	042-598-6125	柏木野・出畑
高木 容子	042-598-6507	下川乗・上川乗
欠 員（福祉係で対応）	042-598-3121	和田・事貫・上平・笛吹
味岡 進	042-598-6705	数馬下・数馬上
久保田 一弘	042-598-0048	茅倉・千足・中里・白倉
田中 紀子	042-598-0453	大沢・神戸
高橋 市太郎	042-598-0764	宮ヶ谷戸・夏地・湯久保
土屋 貞美	042-598-0812	小岩・笹久保
平野 和子	042-598-0588	藤倉
森田 喜美	042-598-0535	主任児童委員（全村）

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

教育・文化

令和3年度西多摩地域体育協会連絡協議会 体育功労表彰の受賞について

令和3年度西多摩地域体育協会連絡協議会より体育功労表彰として、高取六明氏が受賞されました。

高取氏は、長年にわたり檜原村体育協会役員として活動された功績が認められました。



高取六明氏

令和3年度東京都青少年委員会連合会 表彰の受賞について

令和3年度東京都青少年委員会連合会より表彰として、濱中真幸氏が受賞されました。

濱中氏は、長年にわたり檜原村の青少年委員として活動された功績が認められました。



濱中真幸氏

教育・文化

その他

屋外での火の取扱いに注意しましょう！

5月になると気温が暖かくなり、バーベキューなどアウトドアでのレジャーを楽しむ機会が増えます。屋外での火の使用、たき火などの裸火から思わぬ火災に発展してしまう可能性があります。

屋外での火の取扱いは、7つの項目を守りましょう。

- 1 バーベキュー等は決められた場所で行う。
- 2 野焼き、たき火は原則禁止。
- 3 地面に可燃物を集め、直接火を起こさない。(直火の禁止)
- 4 火を使用するアウトドア用品は説明書等を読み、適正に使用する。
- 5 近くに消火器や水の入ったバケツを用意する。
- 6 大きい鉄板を加熱するために、鉄板の下に家庭用コンロを複数置いて使用しない。
- 7 火の後始末は確実にを行う。

◎ 問い合わせ先 秋川消防署檜原出張所 TEL 042-598-0119

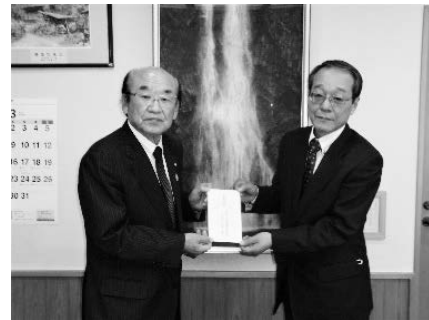
ご寄附ありがとうございました。

(令和3年度下半期分)



◎ 青梅信用金庫 様
100,000円

小中学生を対象とした文化・体育・スポーツ振興を目的としていただきました。



◎ 第一石産運輸株式会社 様
1,000,000円
一般寄附としていただきました。



◎ トヨタ西東京カローラ株式会社 様
チャイルドシート 1台
地域の将来を担う子どもたちのために寄附していただきました。

◎ あきる野商工会 青年部 様
おもちゃ 7点
地域の将来を担う子どもたちのために寄附していただきました。

◎ 五十嵐 京子 様
土地3筆を寄附していただきました。

ふるさと納税制度に伴う寄附金

東京都世田谷区在住	高塚 直子 様	10,000円	東京都立川市在住	清水 洋文 様	30,000円
東京都葛飾区在住	石塚 岩雄 様	50,000円	神奈川県二宮町在住	座間 絵美 様	5,000円
東京都東大和市在住	吉野 信二 様	10,000円	神奈川県横浜市在住	原 由也 様	10,000円
神奈川県川崎市在住	富澤 和子 様	20,000円	東京都江東区在住	浅野 吾郎 様	5,000円
神奈川県川崎市在住	富澤 勝利 様	20,000円	東京都大田区在住	加藤 精一 様	3,000円
東京都国分寺市在住	市川 修 様	20,000円	神奈川県横浜市在住	土志田 淳 様	200,000円
東京都奥多摩町在住	大澤 淳郎 様	50,000円	神奈川県横浜市在住	土志田由美 様	100,000円
東京都杉並区在住	桧原さとし 様	50,000円	東京都立川市在住	天野 正一 様	20,000円
東京都大田区在住	塚原由美子 様	10,000円	ほか匿名50人：計1,789,000円		

令和4年4月1日付人事異動

氏名	新職名	旧職名	備考
小林 泰夫	総務課長	産業環境課長	
坂本 雅人	産業環境課長	産業環境課主幹	昇任
森川 守	檜原都民の森管理事務所長	檜原都民の森管理事務所主幹	昇任
岡部 春夫	企画財政課企画財政係課長補佐	教育課学校教育係課長補佐	
岡部 英幸	村民課村民保険係課長補佐	総務課課長補佐	
藤原 啓一	産業環境課農林産業係課長補佐	企画財政課企画財政係課長補佐	
岡部 晃子	産業環境課観光商工係課長補佐	村民課村民保険係課長補佐	
野口 三紀	会計課会計係長（会計管理者）	企画財政課むらづくり推進係長	
山崎 裕一	教育課学校教育係長	産業環境課観光商工係長	
矢野 美佳	村民課税務係主任	総務課総務係主任	
幡野 敦史	産業環境課生活環境係主任	総務課総務係主任	
山崎 雅俊	教育課社会教育係主任	福祉けんこう課福祉係主任	
小澤 明宏	企画財政課むらづくり推進係	産業環境課生活環境係	
中村 翔一	総務課総務係	福祉けんこう課福祉係	
小林 一輝	福祉けんこう課福祉係	村民課税務係	
小林 涼香	福祉けんこう課福祉係	教育課学校教育係	
太田 裕之	企画財政課むらづくり推進係 (移住・定住支援室長)	総務課長	再任用

その他

檜原村地域おこし協力隊 ひのほらだより

Vol.71

くどう りな
工藤 里奈（出畑在住）



耕運機で苦戦しながらも楽しんでいる私

5月。新緑が目に見え、鮮やかな清々しい季節となりました。外での活動が気持ちよく捗りますね。去年の今頃は、皆さんの畑にお邪魔して檜原村ならではの土づくりやコツを沢山教えていただきました。ありがとうございました。我が家でも夏の終わりに自宅前のちょっとしたスペースを開墾してみました！が、猿や鹿や猪などが沢山来るようになってしまい、飼い猫が大騒ぎ！かえってご近所さんに迷惑を掛けてしまったこともありました…。実際にやってみて気付くことがあり、実践することの大切さを学ぶ日々です。

さて、いよいよ本格的に畑のシーズンが始まります。皆さんの畑のこだわり、教えてください！

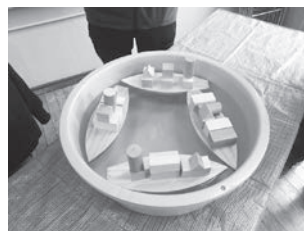


「左から、高橋春香、齊藤隼人、工藤里奈」

さいとう はやと
齊藤 隼人（上元郷在住）

5月になりました。この時期の青空は、特に気持ちよく感じます！草花には様々な色が見られ、鳥のさえずりが聞こえてくる。生活の彩りが増しますね。

昨年、おもちゃ学芸員養成講座を受講し、木や遊びの奥深さを学びました。協力隊2年目を迎え、今後の協力隊としての活動や任期後の活動を見据え、この度、木育インストラクター養成講座を受講しました。五感を使いながら、木の特徴や違いを体験する。木とのふれあいを通して得られた気づきや喜びを一緒に味わっていく。身近なところから木とふれあい、木と人、人と人を繋いでいく。檜原村の環境を活かしながら、そのような活動をしていきたいと考えています。普段何事もなく通り過ぎる木に少しだけ意識を向けてみると、ワクワク！新しい発見や面白い気づきがあるかもしれませんね♪



実習では体験を通して理解を深めました



認定証をいただきました！

学校だより

いま、檜原中学校では

【 教育目標 ・ 学び考える人 ・ 心の豊かな人 ・ たくましい人 】

新入生6名（男2名、女4名）を迎え、25名でスタートしました。

生徒数（人）

	男	女	計
1年生	2	4	6
2年生	7	3	10
3年生	5	4	9
計	14	11	25

教職員の異動

- 【転入】** 吉井 勇登（保健体育） 練馬区立石神井中学校より
 小野 迪男（数学） 新規採用
 泉谷 光俊（技術） 育休代替教諭 新規採用
 古田 愛子（家庭科講師）新規採用
- 【退職】** 鈴木 達己 主任教諭（数学）
 山下 文吾 教諭（技術）
 今野 美也子 先生（家庭科講師）
- 【転出】** 加藤 大介 主幹教諭（保健体育）
 八丈町立三原中学校へ

第7回 檜原学園運動会

小中合同の運動会です
 令和4年5月28日（土）
 午前9時30分～
 檜原中学校 校庭
 予備日：6月1日（水）



※写真は昨年度のもの

職員紹介

【校長】糸井 一雄 【副校長】戸田 礼子

学年	学年主任	学級担任	学年所属
1	中村 哲也（社会）	中村 哲也（社会）	青木 奈央（美術） 小野 迪男（数学） 吉井 勇登（保健体育）
2	豊留 匡博（特別支援）	A 正木 隆盛（数学） B 豊留 匡博（特別支援）	田中 朋也（英語） 泉谷 光俊（技術） 入江 理恵（特別支援教室）
3	竹内 恵（音楽）	山本 菜津美（国語）	野呂 涼太（理科） 内田佳世子（養護）

【非常勤教員】森田 将史（英語） 【講師】蒲 絹枝（保体）・古田 愛子（家庭）

【事務】桑島 眞一 【用務員】榎 愛 【ALT】バージャー ダナ 【スクールカウンセラー】高木 光則

【特別支援教室専門員】亀田 尊子

【学習介助員】根本 修 【学校図書館指導員】石川 由美 【施設管理員】吉澤 優・長嶺 三郎

【5月・6月の予定】

5月 6日（金）生徒総会	6月 1日（水）運動会予備日
5月 7日（土）開校記念日	6月 2日（木）～10日（金）家庭訪問・面談期間
5月16日（月）中間試験	6月15日（水）道徳「いじめ」に関する授業
5月17日（火）中間試験	6月17日（金）国際交流会
5月28日（土）学園運動会	6月27日（月）～29日（水）期末試験
5月30日（月）振替休業日	6月29日（水）セーフティ教室

檜原村で自生している希少種を紹介します

クマガイソウ

葉は扇円形で2枚、4～5月に大きな花をつけます。野生ランの中では最も大きい多年草です。名前は武士が背負った母衣に見立て、源平合戦の、一の谷の戦いで平敦盛(アツモリソウ)を討った熊谷直実(クマガイソウ)に由来します。



所有者の方は種が絶えないように周囲の草刈り等の環境整備をして大切に守り育てています。

※環境省の絶滅危惧Ⅱ類の指定を受けていますので、場所の特定や採取は避けてください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 TEL 042-598-1011 内線 129・130

！コロナ対策へのご協力をお願いします！

「マスクの着用」「3密の回避」「手洗い・消毒」などの基本的な感染症対策を徹底しましょう。

本誌に掲載されております各種事業等は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後延期・中止となることがありますので、ご承知おきください。

休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住所	電話	日(曜日)	医療機関名	住所	電話
5月1日(日)	いなメディカルクリニック	あきる野市伊奈 477-1	042-596-0881	8日(日)	近藤医院	あきる野市油平 35	042-558-0506
3日(火・祝)	佐藤内科循環器科クリニック	あきる野市秋川 2-5-1	042-550-7831	15日(日)	あきるの内科クリニック	あきる野市二宮 1011	042-558-5850
4日(水・祝)	奥村整形外科	あきる野市下代継 19-1	042-518-2730	22日(日)	鈴木内科	あきる野市館谷 156-2	042-596-2307
5日(木・祝)	瀬戸岡医院	あきる野市二宮 1240	042-558-3930	29日(日)	さくらクリニック	あきる野市野辺 1003	042-559-0118

受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分

*午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診する際は診療科目を事前に確認して下さい。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL 042-521-2323 携帯電話・PHSは#7119
秋川消防署 TEL 042-595-0119
東京都保健医療情報センター TEL 03-5272-0303

世帯と人口 (4月1日現在)

()内は前月比
世帯数 1,142 世帯 (8世帯増) 人口 2,067 人 (6人増)
男 1,031 人 (5人増) 女 1,036 人 (1人増)

防災行政無線メッセージサービス TEL 042-598-1033

過去に放送した内容を聞くことができます。

～今月の表紙～ 「檜原小学校入学式」

満開の桜に迎えられ、檜原小学校へ入学された新入生の皆さんです。元気いっぱい、楽しい学校生活をお過ごしください。